	て倫理審査委員会の業務を行わせなければならない。	
(2)	( <u>3</u> )	◎ 臨床研究機関の長が倫
倫理審査委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々	倫理審査委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な	理審査委員会に参加できな
な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行え	立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよ	いことを明確化。
るよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならな	う、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。	
l'.	<細則>	
<細則>	1. 倫理審査委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有識	
1. 倫理審査委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有	者、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立	
識者、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般	場を代表する者から構成され、かつ、外部委員を含まなけれ	
の立場を代表する者から構成され、かつ、外部委員を含ま	ばならない。また、男女両性で構成されなければならない。	
なければならない。また、男女両性で構成されなければな	2. 審議又は採決の際には、自然科学分野だけではなく、人	
らない。	文・社会科学分野又は一般の立場を代表する委員が1名以上	
2. 審議又は採決の際には、自然科学分野だけではなく、人	出席していなければならない。	
文・社会科学分野又は一般の立場を代表する委員が1名以	3. 審査対象となる臨床研究に携わる者は、当該臨床研究に関	
上出席していなければならない。	する審議又は採決に参加してはならない。ただし、倫理審査	
3. <u>臨床研究機関の長など</u> 審査対象となる臨床研究に携わる	委員会の求めに応じて、会議に出席し、説明することはでき	
者は、当該臨床研究に関する審議又は採決に参加してはな	る。	
らない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に	4. 臨床研究機関の長は、必要に応じ、会議に出席することはで	
出席し、説明することはできる。	きるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはで	
	<u>きない。</u>	
(3)		
倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な		
理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と		
する。		
	(5) 倫理審査委員会の活動の報告	◎ 倫理審査委員会につい
	倫理審査委員会の設置者は、自ら設置する倫理審査委員会	ての厚労大臣等への報告
	について次の細則に掲げる事項を年1回厚生労働大臣又はそ	
	の委託を受けた者に報告することとする。	
	<u>〈細則〉</u>	
	厚生労働大臣又はその委託を受けた者に報告する内容は、倫	
	理審査委員会の委員名簿、開催状況、委員の出席状況、会議の	
	記録及びその概要及び審議時間その他必要な事項とする。	

	(6) 厚生労働大臣等の調査への協力	◎ 厚労大臣等による調査
	<u>倫理審査委員会の設置者は、厚生労働大臣又はその委託を</u>	への協力
	受けた者の実施する本指針への適合性に関する実地又は書面	
	による調査に協力することとする。	
	(7) 倫理審査委員会の情報の公開	◎ 厚労大臣等への報告内
	倫理審査委員会の設置者は、(2)項に規定する当該倫理審査	容の公表
	委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表しな	
	ければならない。	
	(5)の報告を受けた厚生労働省又はその委託を受けた者が公表	
·	を実施する場合は、不要である。	
	(8) 倫理審査委員の教育・研修	◎ 委員の研修についての
	ーニーニーニーニー 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会委員の教育・	
	研修に努めることとする。	
	(9)迅速審査	◎ 迅速審査に関する追加
	ーーーー 倫理審査委員会は、軽微な事項の審査について、委員長が	
	指名する委員による迅速審査に付すことその他必要な事項を	
	定めることができる。迅速審査の結果については、その審査	
	を行った委員以外のすべての委員に報告されなければならな	
	<u>L\</u> .	
	りである。	
	① 研究計画の軽微な変更	
	② 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審	
	査委員会の承認を受けた臨床研究計画を他の分担研究機	
	関が実施しようとする場合の臨床研究計画の審査	
	③ 被験者に対して最小限の危険(日常生活や日常的な医学	
	検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度	
	を超えない危険であって、社会的に許容される種類のも	
	のをいう。)を超える危険を含まない臨床研究計画の審査	
(4)		
	- Land and the state of the sta	

倫理審査委員会は、実施されている、又は終了した臨床 研究について、その適正性及び信頼性を確保するための調 査を行うことができる。 第4 インフォームド・コンセント <細則> <細則> ◎ インフォームド・コンセ 被験者又は代諾者等に対する説明事項は、一般的に以下のとお 被験者又は代諾者等に対する説明事項は、一般的に以下のと ントの内容について。補償と りとするが、臨床研究の内容に応じて変更できる。 おりとするが、臨床研究の内容に応じて変更できる。 試料の保管について追加。 イ 当該臨床研究への参加は任意であること イ 当該臨床研究への参加は任意であること ロ 当該臨床研究への参加に同意しないことをもって不利益 ロ 当該臨床研究への参加に同意しないことをもって不利 な対応を受けないこと 益な対応を受けないこと ハ 被験者又は代諾者等は、自らが与えたインフォームド・コ ハ 被験者又は代諾者等は、自らが与えたインフォームド・ ンセントについて、いつでも不利益を受けることなく撤回す コンセントについて、いつでも不利益を受けることなく撤 ることができること 回することができること 二 被験者として選定された理由 二 被験者として選定された理由 ホ 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間 ホ 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間 へ 研究者等の氏名及び職名 へ 研究者等の氏名及び職名 ト 予測される当該臨床研究の結果、当該臨床研究に参加する ト 予測される当該臨床研究の結果、当該臨床研究に参加す ことにより期待される利益及び起こり得る危険並びに必然 ることにより期待される利益及び起こり得る危険並びに 的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応 必然的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応 チ 被験者及び代諾者等の希望により、他の被験者の個人情報 チ 被験者及び代諾者等の希望により、他の被験者の個人情 保護や当該臨床研究の独創性の確保に支障がない範囲内で 報保護や当該臨床研究の独創性の確保に支障がない範囲 当該臨床研究計画及び当該臨床研究の方法についての資料 内で、当該臨床研究計画及び当該臨床研究の方法について を入手又は閲覧することができること の資料を入手又は閲覧することができること リ 個人情報の取扱い、提供先の機関名、提供先における利用 リ 個人情報の取扱い、提供先の機関名、提供先における利 目的が妥当であること等について倫理審査委員会で審査し 用目的が妥当であること等について倫理審査委員会で審 た上で、当該臨床研究の結果を他の機関へ提供する可能性が 査した上で、当該臨床研究の結果を他の機関へ提供する可 あること 能性があること ヌ 当該臨床研究の成果により特許権等が生み出される可能 ヌ 当該臨床研究の成果により特許権等が生み出される可 性があること及び特許権等が生み出された場合の帰属先 能性があること及び特許権等が生み出された場合の帰属 ル 被験者を特定できないようにした上で、当該臨床研究の成 先 果が公表される可能性があること ル 被験者を特定できないようにした上で、当該臨床研究の

成果が公表される可能性があること

ヲ 当該臨床研究に係る資金源、起こり得る利害の衝突及び研

	<u> </u>		
	究者等の関連組織との関わり	ヲ 当該臨床研究に係る資金源、起こり得る利害の衝突及び	
	ワ 当該臨床研究に伴 <u>う</u> 補償の <u>有無(当該臨床研究に伴う補償</u>	研究者等の関連組織との関わり	
	がある場合にあっては、当該補償の内容を含む。)	ワ 医薬品、医療機器による介入を伴う臨床研究に伴い被験	
	<u>カ</u> 問い合わせ、苦情等の窓口の連絡先等に関する情報	者に生じた健康被害の補償のために講じる保険その他の	
	【被験者からインフォームド・コンセントを受けることが困難	<u>必要な措置、その他の臨床研究にあっては、補償の有無。</u>	
İ	な場合】		
	<u>ョ</u> 当該臨床研究の重要性及び被験者の当該臨床研究への参	カ 試料等の保存及び使用方法並びに保存期間	
	加が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由	<u>ヨ</u> 問い合わせ、苦情等の窓口の連絡先等に関する情報	
		【被験者からインフォームド・コンセントを受けることが困	
		難な場合】	
		夕 当該臨床研究の重要性及び被験者の当該臨床研究への参	
		加が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由	
1 被験	(1)		◎ 臨床研究の多様な形態
者からイ	研究者等は、臨床研究を実施する場合には、被験者に対し、		に対応したインフォーム
ンフォー	当該臨床研究の目的、方法及び資金源、起こり得る利害の衝		ド・コンセントのあり方。(疫
ムド・コ	突、研究者等の関連組織との関わり、当該臨床研究に参加す		学研究に関する倫理指針と
ンセント	ることにより期待される利益及び起こり得る危険、必然的に		の整合性)
を受ける	伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応、臨床研究に伴		
手続	う補償の有無その他必要な事項について十分な説明を行わな		
	ければならない。		
		<u>(2)</u>	
		<u>インフォームド・コンセントの取得については、臨床研</u>	
		究の多様な形態に配慮し、以下の方法によることとする	
		① 介入を伴う研究の場合	
		研究者等は、被験者が(1)の規定により説明した内	
		容を理解したことを確認した上で、自由意思によるイン	
		フォームド・コンセントを文書で受けなければならない。	
		② 観察研究の場合	
	·	ア 人体から採取された試料を用いる場合	
		文書により説明し、文書により同意を受ける方法に	

		<u>より、被験者からインフォームド・コンセントを受ける</u>	
		ことを原則とするが、試料等の採取が侵襲性を有しない	
		場合には、口頭で被験者に対して説明を行い、被験者へ	
		の説明の内容及び被験者の同意を得たことに係る記録で	
		も良いこととする。	
		イ 人体が採取された試料を用いない場合	
		被験者からインフォームド・コンセントを受けること	
1			
		当該臨床研究の目的を含む研究の実施についての情報を公	
		開しなければならない。	
		(3)	
		│ <u>──</u> │ 医薬品、医療機器による介入を伴う研究(体外診断を目)	
		かとしたもの除く)を実施する場合、あらかじめ、被験者	
		に生じた健康被害の補償のために、保険その他の必要な措	
		置の内容について、事前に十分な説明をし、同意を得なけ	
		ればならない。	
	(2)		
	研究者等は、被験者が経済上又は医学上の理由等により不		
	利な立場にある場合には、特に当該被験者の自由意思の確保		
	に十分配慮しなければならない。		
	(3)		
	<u>  〜〜</u>   研究者等は、被験者が(1)の規定により説明した内容を		
	理解したことを確認した上で、自由意思によるインフォーム		
	ド・コンセントを文書で受けなければならない。		
	(4)		
	(4)   研究者等は、被験者に対し、当該被験者が与えたインフォ		
	研究有等は、依線有に対し、当該核線有が与えたインフォーームド・コンセントについて、いつでも不利益を受けること		
	一ムト・コンセントについて、いっても不利益を受けること   なく撤回する権利を有することを説明しなければならない。		
	なく撤回する権利を有することを説明しなければならない。   <細則>		
	<榊則>   研究者等は、被験者に対し、インフォームド・コンセントの		
O /h =44	撤回について、文書で行うよう説明することが望ましい。	Zémpil N	
2 代諾	<細則>	<細則>	

者等イーコトをチャンド・ンける手続

- 1. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる場合及びその取扱いは、以下のとおりとし、いずれの場合も、研究責任者は、当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由及び代諾者等の選定方針を臨床研究計画書に記載し、当該臨床研究計画書について倫理審査委員会による承認及び臨床研究機関の長による許可を受けなければならない
  - イ 被験者が疾病等何らかの理由により有効なインフォームド・コンセントを与えることができないと客観的に判断される場合
  - ロ 未成年者の場合。ただし、この場合においても、研究者等は、被験者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。また、被験者が16歳以上の場合には、代諾者等とともに、被験者からのインフォームド・コンセントも受けなければならない【被験者が生存している段階にインフォームド・コンセントを受けることができない場合】
- ハ 被験者の生前における明示的な意思に反していない場合
- 2. 研究責任者は、一般的には、被験者の家族構成や置かれている状況等を勘案して、以下に定める者の中から被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者を選定することを基本とし、臨床研究計画書に代諾者等の選定方針を記載しなければならない。
- イ <u>任意後見人、親権者、成年後見人、未成年後見人、保</u> 佐人及び補助人が定まっているときはその者
- ロ 被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若 しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に準ず ると考えられる者
- 3. 研究責任者は、一般的には、死亡した被験者の家族構成や置かれていた状況、慣習等を勘案して、以下に定める者

- 1. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる場合及びその取扱いは、以下のとおりとし、いずれの場合も、研究責任者は、当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加が当該臨床研究を実施するに当たり必要不可欠な理由及び代諾者等の選定方針を臨床研究計画書に記載し、当該臨床研究計画書について倫理審査委員会による承認及び臨床研究機関の長による許可を受けなければならない
  - イ 被験者が疾病等何らかの理由により有効なインフォームド・コンセントを与えることができないと客観的に 判断される場合
  - ロ 被験者が未成年者の場合(被験者が16歳以上の場合であって、有効なインフォームド・コンセントを与えることができることについて、倫理審査委員会の承認を得て、臨床研究機関の長の許可を受けた場合を除く)。ただし、この場合においても、研究者等は、被験者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。また、被験者が16歳未満であって、代諾者からのインフォームド・コンセントにより研究を開始した場合において、被験者が16歳に達した以降も研究を継続する場合には、被験者が16歳に達し有効なインフォームド・コンセントを与えることができると客観的に判断された時点において、原則として被験者から改めてインフォームド・コンセントを受けなければならない。

【被験者が生存している段階にインフォームド・コンセントを受けることができない場合】

- ハ 被験者の生前における明示的な意思に反していない 場合
- 2. 研究責任者は、一般的には、被験者の家族構成や置かれている状況等を勘案して以下に定める者の中から被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者を選定す

	の中から被験者の生前の意思を代弁できると考えられる者	ることを基本とし、臨床研究計画書に代諾者等の選定方針	
	を代諾者として選定することを基本とし、臨床研究計画書	を記載しなければならない。 <u>なお、被験者の家族構成や置</u>	
	に代諾者等の選定方針を記載しなければならない	かれている状況等とは、被験者と代諾者の生活の実質や精	
	イ 死亡した被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄	神的共同関係からみて、被験者の最善の利益を図りうる状	
	弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近	<u>況をいうものである。</u>	
	親者に準ずると考えられる者	イ 当該被験者の法定代理人で被験者の意思及び利益を	
		<u>代弁できると考えられる者</u>	
		ロ 被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹	
		若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者に	
		準ずると考えられる者	
		3. 研究責任者は、一般的には、死亡した被験者の家族構	
		成や置かれていた状況、慣習等を勘案して、以下に定め	
		る者の中から被験者の生前の意思を代弁できると考えら	
		れる者を代諾者として選定することを基本とし、臨床研	
		究計画書に代諾者等の選定方針を記載しなければならな	
		N	
		イ 死亡した被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟	
		姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親族又はそれらの近親者	
		に準ずると考えられる者	
	(1)		
	``´   研究者等は、被験者からインフォームド・コンセントを受		
	けることが困難な場合には、当該被験者について臨床研究を		
	実施することが必要不可欠であることについて、倫理審査委		
	員会の承認を得て、臨床研究機関の長の許可を受けたときに		
	限り、代諾者等からインフォームド・コンセントを受けるこ		
	とができる。		
	(2)		
	^ <sup>-</sup>		
	初え有等は、不成平有での他の行為能力がないとかられる  被験者が臨床研究への参加についての決定を理解できる場合		
	仮駅台が臨床研究への参加についての次定を理解できる場合		
	には、代話有等からインフォームト・コンセントを受けると		
2 20	こもに、		
3 その	政府寺の延供时に、仮駅日入は11. 跖目かり脳床切光に用い		

他	ることについてのインフォームド・コンセントを受けていな		
	1		
	い試料等については、原則として、本指針において定める方		
	法等に従って新たに被験者又は代諾者等からインフォーム		
	ド・コンセントを受けない限り、臨床研究に用いてはならな		
	い(ただし、倫理審査委員会が承認した場合を除く。)。		
第5 試料	等の保存及び他の機関での利用		
1 試料		(1) 試料等の保存等	◎ 疫学指針 第4 個人情
等の保存		① 研究責任者は、臨床研究に関する試料等を保存する場	報の保護等 2 資料の保存
<u>等</u>		合には、研究計画書にその方法を記載するとともに、個人	等 より
		情報の漏えい、混交、盗難、紛失等が起こらないよう適切	
		に、かつ、研究結果の確認に資するよう整然と管理しなけ	
		ればならない。	
		② 研究責任者は、試料等の保存については、被験者との	
		同意事項を遵守し、試料等を廃棄する際には、必ず匿名	
		<u></u> 化しなければならない。	
		③ 研究責任者は、保存期間が定められていない試料等を	
		保存する場合には、臨床研究の終了後遅滞なく、臨床研究	
		機関の長に対して、次に掲げる事項について報告しなけれ	
		ばならない。これらの内容に変更が生じた場合も同様とす	
		<u>5.</u>	
		ア 試料等の名称	
		イ 試料等の保管場所	
		ウ 試料等の管理責任者	
		エ 被験者から得た同意の内容	
		(2) 人体から採取された試料等の利用	
		研究者等は、研究開始前に人体から採取された試料等を	
		利用する場合には、研究開始時までに被験者等から試料等	
		の利用に係る同意を受け、及び当該同意に関する記録を作	
		成することを原則とする。ただし、当該同意を受けること	
		放することを味噌とする。たたし、当該問題と文目をとと   ができない場合には、次のいずれかに該当することについ	
		て、倫理審査委員会の承認を得て、臨床研究機関の長の許	
		、冊理番且安貝云の単応で特し、臨床研九機関の長の計	

可を受けたときに限り、当該試料等を利用することができる。 ① 当該試料等が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能 匿名化であって対応表を有していない場合をいう。)されていること。 ② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の 提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない 研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
① 当該試料等が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能 匿名化であって対応表を有していない場合をいう。)され ていること。 ② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の 提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない 研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
匿名化であって対応表を有していない場合をいう。) されていること。         でいること。         ② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
ていること。 ② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の 提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない 研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
提供時に当該臨床研究における利用が明示されていない 研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
研究についての同意のみが与えられている場合は、次に掲	
はて 亜州 ナ 洪ナ ト ブリンフー し	
│    │           │ げる要件を満たしていること。	
アー当該臨床研究の実施について試料の利用目的を含む	
情報を公開していること。	
イ その同意が当該臨床研究の目的と相当の関連性があ	
ると合理的に認められること。	
③ 当該試料が①及び②に該当しない場合において、次に	
掲げる要件を満たしていること。	
アー当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含	
む情報を公開していること。	
うにすること。	
ウ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であっ	
て、被験者の同意を得ることが困難であること。	
<u>2 他の</u> <u>(1) 研究実施に当たっての措置</u> ◎ 提供試料等を	・ 利用する場
機関の試 一 研究責任者は、所属する臨床研究機関外の者(以下「所 合の措置	
<u>料等の利</u> <u>属機関外の者」という。) から既存試料等の提供を受けて研</u>	
<u>用</u> <u>究を実施しようとするときは、提供を受ける試料等の内容</u>	
及び提供を受ける必要性を研究計画書に記載して倫理審査	
委員会の承認を得て、組織の代表者等の許可を受けなけれ	
<u>ばならない。</u>	
(2) 既存試料等の提供に当たっての措置 ◎ 既存試料等の	)提供を行う
<u> 既存試料等の提供を行う者は、所属機関外の者に研究に</u> 場合の措置	
用いるための試料等を提供する場合には、試料等提供時ま	
でに被験者等から試料等の提供及び当該臨床研究における	

利用に係る同意を受け、並びに当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることができない場合には、次のいずれかに該当するときに限り、 試料等を所属機関外の者に提供することができる。

- ① 当該試料等が匿名化されていること(連結不可能匿名 化又は連結可能匿名化であって対応表を提供しない場合)。ただし、当該試料等の全部又は一部が人体から採取 された試料等である場合には、所属機関の長に対し、その 旨を報告しなければならない
- ② 当該試料等が①に該当しない場合において、次に掲げる要件を満たしていることについて倫理審査委員会の承認を得て、所属機関の長の許可を受けていること。
  - ア 当該臨床研究の実施及び試料等の提供について以下 の情報をあらかじめ被験者等に通知し、又は公開していること。
    - ・所属機関外への提供を利用目的としていること
    - ・所属機関外の者に提供される個人情報の項目
    - ・所属機関外の者への提供の手段又は方法
    - ・被験者等の求めに応じて当該被験者が識別される個 人情報の研究機関外の者への提供を停止すること
- <u>イ 被験者となる者が被験者となることを拒否できるよ</u>うにすること。

## 〈細則>

- 1. 既存試料等の提供を行う者の所属する機関に倫理審査委員会が設置されていない場合において、②又は③の倫理審査員会の承認を得ようとするときは、他の臨床研究機関、民法法人、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、学会等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができる。
- 2. 倫理審査委員会は、③により、他の適切な措置を講 じて試料等を提供することを認めるときは、当該臨床研究及 び試料等の提供が、インフォームド・コンセントの簡略化等

			に照えて何叫の多いこのナーの人一の裏はよせしよしこの立	
			に関する細則の①から⑤までの全ての要件を満たすよう留意	
			<u>すること。</u>	
第5	細具	<del>」</del> 第6 細則		
		この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要		
		な事項は、別に定める。		
<del>第6</del>	第7	見直し		
		この指針は、必要に応じ、又は平成 <u>20</u> 年7月30日を目	この指針は、必要に応じ、又は平成 <u>25</u> 年7月30日を	
		途としてその全般に関して検討を加えた上で、見直しを行う	目途としてその全般に関して検討を加えた上で、見直しを	
		ものとする。	行うものとする。	
第フ	第8	施行期日		
		この指針は、平成17年4月1日から施行する。	この指針は、 <u>平成20年10月31日</u> から <u>適用</u> する。 <u>ただ</u>	
			し、一部については、平成21年4月1日より適用する。	
			本指針の改正以前に倫理審査が着手された臨床研究のう	
			<u>ち、平成17年3月31日以前に着手された研究について</u>	
			は、「臨床研究に関する倫理指針(平成15年厚生労働省告	
			示第255号)」を適用し、また、平成17年4月1日以降	
			<u>に着手された研究については</u> 「 <u>臨床研究に関する倫理指針</u>	
1			(平成16年厚生労働省告示第459号)」を適用するもの	
			<u>とする。</u>	